

平成19年6月20日から、 構造計算適合性判定制度が始まります。

■構造計算適合判定の対象となる建築物

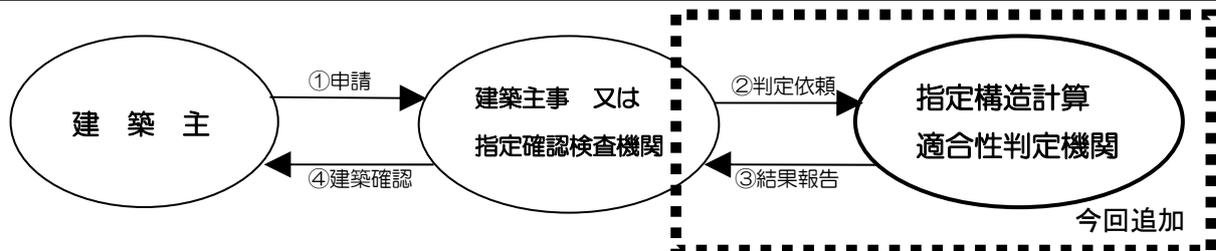
- ① 木造
高さ 13m 超又は軒高 9m 超等
- ② RC 造
高さ 20m 超等
- ③ S 造
4階建て以上等
- ④ 上記構造・高さに限らず一定の構造計算方法によるもの ※
(建築基準法第20条第2号及び第3号)

※ 一定の構造計算方法

- ・大臣認定プログラムによる構造計算を用いたもの
- ・限界耐力計算
- ・保有水平耐力計算（旧ルート3）
- ・許容応力度等計算（旧ルート2相当）

構造計算適合判定の対象についての詳細は、
窓口にお問い合わせ下さい。

■手続きの流れ



- ・構造計算適合判定が必要な場合 ①→②→③→④
- ・構造計算適合判定が不要の場合 ①→④

■審査期間の変更

構造計算適合性判定などの導入により、一部のものについては審査期間が延長されます。

確認申請対象	審査期間（新）	備考
法第6条第1項第1号から第3号に係るもの	35日以内 (最大70日以内)	従来21日以内
法第6条第1項第4号に該当に係るもの	7日以内	従来と変更なし

■その他の主な変更点

- ・申請様式・添付書類の一部が変更されます。（建築士免許証写し、委任状などのほか添付対象図面の種類が増える予定です。）
- ・確認申請提出後の差替え・訂正は基本的に認められません。
- ・構造計算適合性判定を要するもので構造計算プログラムを使用した場合は、大臣認定プログラム以外のプログラムを使用した場合も構造計算データの提出が求められます。（予定）
- ・3階建て以上の共同住宅は、法で中間検査が定められました。（これまで白山市内で中間検査対象としていた建築物の範囲は変わりません。）

■窓口（お問合せ先）

白山市建設部建築指導課

TEL 076-274-9561